

8 ねんきん きゅうふきん てあて 年金・給付金・手当について

障がいのある方やそのご家族の負担の軽減や生活の安定のために、年金・給付金・手当等の制度があります。

(1) ねんきん 年金

しょうがいきそねんきん 障害基礎年金

たいしょうしゃ 【対象者】

- 障害認定日（病気やけがにより初めて診察を受けた日から1年6月を経過した日、またはその期間中で障がいの状態が固定した日）に国民年金法に定める障がいの程度に該当する方、または障害認定日以後65歳になるまでの間に障がいがおもくなって該当するようになった方で、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上である方が対象となります。

また、令和8年3月31日までに初診日のある傷病による障がいのある方については、この要件は満たされなくても、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がない場合には対象となります。

- 20歳前日初診日のある傷病による障がいのある方については、国民年金法に定める障がいの程度に該当すれば、保険料納付要件に関わりなく20歳から支給されます。

【年金額】 1級：年額1,020,000円、2級：年額816,000円（令和6年4月現在の金額です。）

S31.4.1以前に生まれた方 1級：1,017,125円、2級：813,700円

※物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

ちゅういじこう 【注意事項】

- 身体障害者手帳や療育手帳とは異なる基準で認定されますので、障害基礎年金の1～2級は身体障害者手帳や療育手帳の等級とは異なります。
- 障がいの状態が悪化したり、よくなった場合は、提出していただく診断書により、障がいの程度を認定し年金額が改定されます。

また、障害基礎年金・障害厚生年金を受けている方が、さらに別の病気やけがの障がいにより、1～2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けられる条件を満たした場合は、前後の障がいをあわせて障がいの程度を認定し、一つの障害基礎年金・障害厚生年金が支給されます。

【窓 口】 まど ぐち しちょうそんこくみんねんきんたんとう か
市町村国民年金担当課

ねんきん じ むしよ
年金事務所

- ・ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311 FAX 0857-24-0942
- ・ 倉吉年金事務所 ☎ 0858-26-5311 FAX 0858-26-1742
- ・ 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111 FAX 0859-22-4842

につぼんねんきん きこう
日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

しょうがいこうせいねんきん
障害厚生年金

たい しょう しゃ
【対象者】

しょうがい げんいん ひょうき しよしんぴ こうせいねんきん ほけん ひ ほけんしゃ かた
障がいの原因となった病気やけがの初診日において厚生年金保険の被保険者である方
で、しょうがいにんていび しょう ていど しょうがいき そねんきん きゅう こうせいねんきん ほけんほう さだ
障害認定日の障がいの程度が障害基礎年金の1～2級または厚生年金保険法で定める
しょうがいていど きゅう がいとう かた
障害程度（3級）に該当する方。

ねん きん がく
【年金額】

- ・ ねんきん う かた しょう ていど へいきんひょうじゆんほうしゅうおよ ひ ほけんしゃ きかん おう さんてい
年金を受ける方の障がいの程度、平均標準報酬及び被保険者期間に応じて算定されます。
- ・ しょうがいていど きゅう がいとう ばあい しょうがいき そねんきん うわの かたち しきゅう
障害程度が1～2級に該当する場合は、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。
- ・ ぶつ か ちんぎん へんどう おう まいとしみ なお おこな
物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

ちゅうい じこう
【注意事項】

- ・ しょうがいこうせいねんきん う しょうがいき そねんきん じゆきゅうようけん み ひつよう
障害厚生年金を受けるためには、障害基礎年金の受給要件を満たしていることが必要です。
- ・ しょうがいていど きゅう み かた いっていていど いじょう しょう かた たい しょうがいてあて
障がい程度が3級に満たない方で一定程度以上の障がいのある方に対しては、障害手当
きん いちじきん しきゅう
金（一時金）が支給されます。
- ・ しょう じょうたい あっか よ ばあい ていしゆつ しんだんしょ しょう
障がいの状態が悪化したり、良くなった場合は、提出していただく診断書により、障が
いの程度を認定し年金額が改定されます。

また、しょうがいき そねんきん しょうがいこうせいねんきん う かた べつ ひょうき しょう
また、障害基礎年金・障害厚生年金を受けている方が、さらに別の病気やけがの障がい
により、1～2級のしょうがいき そねんきん しょうがいこうせいねんきん う じょうけん み ばあい
前後の障がいをあわせて障がいの程度を認定し、一つのしょうがいき そねんきん しょうがいこうせいねんきん
支給されます。

【窓 口】 まど ぐち ねんきん じ むしよ
年金事務所

- ・ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311 FAX 0857-24-0942
- ・ 倉吉年金事務所 ☎ 0858-26-5311 FAX 0858-26-1742
- ・ 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111 FAX 0859-22-4842

につぼんねんきん きこう
日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

ねんきんそうだん てつづ さい よやくそうだん
 年金相談・お手続きの際は 予約相談 をご利用ください。

よやくそうだん げつようび
 予約相談の 9:00~19:00 (月曜日) ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の
 じっしじかんたい か きんようび
 実施時間帯 9:00~17:15 (火~金曜日) 開所日初日に19:00まで予約相談を
 だい とうようび
 10:00~16:00 (第2土曜日) 実施しています。

よやくの申し込みは「予約受付専用電話」へ! 0570-05-4890
 予約受付時間 月~金 (平日) 8:30~17:15

(2) 給付金

特別障害給付金

こくみんねんきん にんい かじゅうきかん かじゅう
 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有し
 ていない障がいのある方に対して給付金が支給される制度です。

【対象者】

- 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
- 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1～2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

※障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

【支給金額】

とくべつしょうがいきゅうふきん きゅう そうとう かた げつがく えん
 特別障害給付金 1級に相当する方:月額 55,350 円
 きゅう そうとう かた げつがく えん
 2級に相当する方:月額 44,280 円
 (支給金額は、令和6年4月現在の金額です。)

ぶつ か ちんぎん へんどう おう
 物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

※障害者手帳の等級とは異なります。

【注意事項】

- ご本人の所得等に応じた支給制限があります。
- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引い

た額が支給されます。(その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。)

障害年金生活者支援給付金

【対象者】

- ① 障害基礎年金※1を受けている。
 - ② 前年の所得額※2が「4,721,000円＋扶養家族の数×38万円※3」以下である。
- ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
- ※2 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ※3 同一生計配偶者の内70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養家族の場合は63万円となります。

【支給金額】

障害者年金が1級の方：月額6,638円
 障害者年金が2級の方：月額5,310円
 (支給金額は、令和6年4月現在の金額です。)

【窓口】

市町村年金担当課

年金事務所

- ・ 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311 FAX 0857-24-0942
- ・ 倉吉年金事務所 ☎ 0858-26-5311 FAX 0858-26-1742
- ・ 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111 FAX 0859-22-4842

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

(3) 手当

特別障害者手当

【対象者】

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方。

【金額】

月額28,840円(2、5、8、11月に支給)
 (支給金額は、令和6年4月1日現在の金額です。)

ちゅういじこ

【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。
※障がいの程度によって認定されない場合があります。
- ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- 施設に入所している方、病院や診療所に3か月以上入院している方は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調べがあります。

【窓 口】 市町村福祉担当課

みささちょう ちゅうぶ そうごうじ むしょ だいせんちょう せいぶ そうごうじ むしょ かくけんみんふくしきょく
三朝町は中部総合事務所、大山町は西部総合事務所の各県民福祉局

しょうがいじふくしてあて
障害児福祉手当

たいしょうしゃ
【対象者】

じゅうど しょう じょうじ かいご ひつよう さいみまん ざいたく かた
重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方。

【金 額】 月額 15,690 円（2、5、8、11月に支給）

しきゅうきんがく れいわ ねん がつ ついたちげんざい きんがく
（支給金額は、令和6年4月1日現在の金額です。）

ちゅういじこ
【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されます。
※障がいの程度によって認定されない場合があります。
- ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- 障がいを支給事由とする年金を受給している方や、施設に入所している方は対象になりません。
- 毎年、所得状況についての調べがあります。

【窓 口】 市町村福祉担当課

みささちょう ちゅうぶ そうごうじ むしょ だいせんちょう せいぶ そうごうじ むしょ かくけんみんふくしきょく
三朝町は中部総合事務所、大山町は西部総合事務所の各県民福祉局

じどうふようてあて
児童扶養手当

たいしょうしゃ
【対象者】

りこん ちちおや ははおや せいけい おな ちちおや ははおや
離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていないかあるいは父親または母親が
じゅうどしょう かた ばあい さい たんじょうび ぜんじつ ぞく ねん どまつ いってい しょう
重度障がいのある方である場合に、18歳の誕生日の前日の属する年度末まで（一定の障
がい状態がある場合には、20歳未満）の児童を扶養している方。

【金 額】 月額 45,500 円（支給金額は、令和6年4月現在の金額です。）

しよとく おう さいだい ふたりめ えん さんにんめ いこうひとりあ えん かさん
所得に応じて最大で2人目10,750円、3人目以降1人当たり6,450円を加算

ちゅういじこ
【注意事項】

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により認定されま
す。

※障がい^{しょうがい}の程度^{ていど}によって認定^{にんてい}されない場合があります^{ばあい}。

- ご本人^{ほんにん}、配偶者^{はいぐうしゃ}または扶養義務者^{ふようぎむしゃ}の所得等^{しょとくとう}に応じた支給制限^{おうちしきゅうせいげん}があります。
- 児童^{じどう}が施設^{しせつ}に入所^{にゅうしょ}している場合は対象^{ばあい}になりません。
- 毎年^{まいとし}、所得状況^{しょとくじょうきょう}についての調べ^{しら}があります。

【窓 口】 市町村福祉担当課、県家庭支援課

心身障害者扶養共済制度

障がい児者^{しょうがいじしや}を扶養^{ふよう}している方^{かた}（加入者^{かにゅうしゃ}）が、一定^{いってい}の掛金^{かけきん}を納めることにより、加入者^{かにゅうしゃ}が死亡^{しぼう}したり重度障がい^{じゅうどしょうがい}になった場合に、扶養^{ふよう}されていた障がい児者^{しょうがいじしや}に年金^{ねんきん}が支給^{しきゅう}される制度^{せいど}です。

【対象者】

加入者^{かにゅうしゃ}：65歳未満^{さいみまん}で健康^{けんこう}な方^{かた}。

障がい児^{しょうがいじ}（者^{しや}）：1～3級^{きゅう}の身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしやてちょう}をお持ちの方^も、知的障がい^{ちてきしょうがい}、精神障がい^{せいしんしょうがい}のある方^{かた}。

【金額】

掛金^{かけきん}：保護者^{ほごしや}の加入時^{かにゅうじ}の年齢^{ねんれい}により異なります^{こと}。

年金額^{ねんきんがく}：1口につき月額^{くちげつがく}20,000円^{えん}（2口まで加入可^{かにかい}）

【注意事項】 所得等^{しょとくとう}によって、掛金^{かけきん}が減額^{げんがく}・免除^{めんじょ}される場合があります^{ばあい}。

【窓 口】 市町村福祉担当課、県障がい福祉課

特別児童扶養手当

【対象者】

身体^{しんたい}や精神^{せいしん}に中程度以上^{ちゅうていじょういじょう}の障がい^{しょうがい}のある20歳未満^{さいみまん}の児童^{じどう}を養育^{よういく}している保護者等^{ほごしやとう}。

【金額】 1級^{きゅう}：月額^{げつがく}55,350円^{えん}、2級^{きゅう}：月額^{げつがく}36,860円^{えん}（4、8、11月に支給^{しきゅう}）

（支給金額^{しきゅうきんがく}は、令和6年4月1日現在の金額^{れいわねんがつついたちげんざい きんがく}です。）

【注意事項】

- 身体障害者手帳^{しんたいしょうがいしやてちょう}、療育手帳^{りょういくてちょう}、精神障害者保健福祉手帳^{せいしんしょうがいしやほけんふくし てちょう}とは異なる基準^{こと きじゆん}により認定^{にんてい}されま

す。

※障がい^{しょうがい}の程度^{ていど}によって認定^{にんてい}されない場合があります^{ばあい}。

- ご本人^{ほんにん}、配偶者^{はいぐうしゃ}または扶養義務者^{ふようぎむしゃ}の所得等^{しょとくとう}に応じた支給制限^{おうちしきゅうせいげん}があります。
- 児童^{じどう}が施設^{しせつ}に入所^{にゅうしょ}している場合は対象^{ばあい}になりません。
- 毎年^{まいとし}、所得状況^{しょとくじょうきょう}についての調べ^{しら}があります。

【窓 口】 市町村福祉担当課、県障がい福祉課